

(目的)

第1条 従来の消防指令システムは各消防本部、各指令センターにおいて独立したシステムとして整備・運用され、システム更新に係る財政負担が大きいことや、最新の ICT の取込にハードルがあること等の課題がある。

このため、消防指令システムの将来的なあり方や取組方針について検討するとともに、消防指令システムと外部システムとを接続するためのデータ出入り口（標準インターフェイス）など、ICT 進展を踏まえたシステム環境整備に係る検討等、消防指令システムの高度化等に向けた検討を行うことを目的として、「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- (1) 消防指令システムに求められる基本的な機能に関する事項
- (2) 消防指令システムの将来的なあり方、今後の取組方針に関する事項
- (3) 外部システムと接続するための標準インターフェイス等、ICT 進展を踏まえたシステム環境整備に関する事項
- (4) その他消防指令システムの高度化等に関する事項

(検討会)

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁防災情報室長が任命する。また、防災情報室長は、オブザーバーの検討会への参加を認めることができる。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。
- 5 座長は、必要に応じて、検討会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。
- 6 検討会の議事及び資料は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合や秘匿を要する技術情報等が含まれる場合は、この限りではない。

(作業部会)

第4条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、座長が指名する。

(委員等の任期)

第5条 委員の任期は、任命日から令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 検討会及び作業部会の庶務は、関係課室の協力を得ながら消防庁防災情報室が処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるほか、検討会及び部会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月14日から実施する。

「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」委員
(五十音順)

【委員】

小山 宏	ちば消防共同指令センター 管理班長
齊藤 正	秦野市消防本部 参事兼情報指令課長
佐藤 拓	東京消防庁 情報化推進担当課長
鈴木 信光	さいたま市消防局 警防部 指令課長
高倉 弘喜	国立情報学研究所 アーキテクチャ科学研究系 教授
徳田 圭	小樽市消防本部 警防課 警防係長
藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
藤原 淳司	大分県 生活環境部 防災局 消防保安室 参事
三木 浩平	内閣官房 情報通信技術総合戦略室 政府 CIO 補佐官

【オブザーバー】

牧 敦司	日本電気株式会社 第一都市インフラソリューション事業部 シニアマネージャー
村中 淳二	富士通株式会社 社会システムビジネス本部 社会ネットワーク第一統括ビジネス部 地域社会ネットワークビジネス推進部 部長
河野 健人	株式会社富士通ゼネラル 情報通信システム本部 情報通信システム事業部 第二開発部 部長
笹田 茂敏	沖電気工業株式会社 マーケティング&サポート本部 社会インフラソリューション統括部 第一セールスユニット
川島 洋平	株式会社日立製作所 公共システム事業部 主任技師
森田 拓志	全国消防長会 事業部 事業企画課長